

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

#### 香川県教育委員会規則第4号

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第12条 事務局(教育事務所を除く。次条第10項において同じ。)に、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 室長</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p><u>(11) 室長補佐</u></p> <p><u>(12)～(24)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(職務)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 室長は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、担当の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>6～8</u> 略</p> <p><u>9 室長補佐は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、室長を補佐する。</u></p> <p><u>10～17</u> 略</p> <p>(グループ)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐又は室長補佐の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹の職にある者をもって充てることができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第12条 事務局(教育事務所を除く。次条第7項において同じ。)に、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p><u>(10)～(22)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(職務)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5～7</u> 略</p> <p><u>8～15</u> 略</p> <p>(グループ)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹の職にある者をもって充てることができる。</p>

3・4 略

3・4 略

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則(昭和51年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 (1)～(7) 略 <u>(8) 室長</u> <u>(9)～(11) 略</u> <u>(12) 室長補佐</u> <u>(13)～(31) 略</u>	1 香川県教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(10) 略</u>  <u>(11)～(29) 略</u>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。